

令和 5 年 1 月 11 日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、MONEAK に対して指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：杉山

課長補佐：横田

T E L : 022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
MONEAK	東京都杉並区高円寺北 3-36-10 ときわ荘 203号

2 指名停止措置期間：

令和5年1月11日～令和5年2月10日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

MONEAKは、環境省東北地方環境事務所が発注する「令和4年度鳶野鳥の森休憩所展示制作・設置業務」において、業務が適切に実施されず、契約の履行が見込めないと認められたとして、契約の全部解除に至った。

5 指名停止措置理由：

上記のこととは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成30年7月12日付環境会第1807124号大臣官房会計課長通知)別表1第3号に該当する。

○工事請負契約に係る指名停止等措置要領 別表第1－抜粋－

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 3. 第2号に掲げる場合のほか、自発注請負契約等の履行に当たり、契約に違反し、請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内